○東北地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間
四十五号	登米市中田町浅水字新十三号三八番一から同市東和町米谷字越路一二五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十二日

○東北地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	七号
(三) 道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市堅苔沢字深浦三番八五から同市堅苔沢字深浦一五九番一まで	前	三七・八〇～八一・〇〇メートル	〇・二二二キロメートル
	後	三七・八〇～一二三・二〇	〇・二二二

(四) 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間
七号	鶴岡市堅苔沢字深浦三番八五から同市堅苔沢字深浦一五九番一まで

図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十九日

○関東地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間
十九号	松本市渚三丁目三九番一地先から同市渚三丁目三七番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局野国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十九日

○関東地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間
四号及び百二十五号	古河市中田字小山一一〇五番二から同市中田字小山一一六番一まで

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十日

○関東地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	十七号
(三) 道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
前橋市田口町字下田尻一二二番一から渋川市半田字向畑一七五番一まで	前	BA 九・〇〇～一二・六〇メートル	五四・〇〇～一三五・〇〇メートル	三・八〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 九・〇〇～二五・五〇メートル	五四・〇〇～一三五・〇〇メートル	三・八〇〇キロメートル	
				四・〇三七	

(四) 図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間
十七号	前橋市田口町字下田尻一二二番一から渋川市半田字沼辺一九四三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十日

○関東地方整備局告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三十一号小田原都市計画道路事業三・五・十号城山曽比線

三　事業施行期間　自平成十八年二月三日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日　関東地方整備局長　菊川　滋